



兵庫県マスコット「はばタン」

## 兵庫県議会議員 選挙の投票日は、

# 4月7日(日)

投票時間 午前7時～午後8時（一部投票所を除く。）

期日前投票のできる期間

# 3月30日(土)～4月6日(土)

投票時間 午前8時30分～午後8時（一部投票所を除く。）

■住所異動の届出の年月日によっては、投票の場所等が変わることがあります。次の表でお確かめください。

届出の別		届出の年月日	投票場所・投票の可否		
			新住所地で投票できる	旧住所地で投票できる	投票できない
転入届をされた方	兵庫県以外の都道府県から転入された方	平成30年12月28日以前	○		
		平成30年12月29日以降			○
	兵庫県内の他の市町から転入された方	平成30年12月28日以前	○		
		平成30年12月29日以降		○*	
転出届をされた方	他の都道府県へ転出された方	時期を問わず			○
	兵庫県内の他の市町へ転出された方	平成30年12月28日以前に新住所へ転入の届出	○		
		平成30年12月29日以降に新住所へ転入の届出		○*	
転居届(同一市町内での異動)をされた方		投票は可能です。市区町の選挙管理委員会にお問い合わせのうえ、該当の投票所におでかけください。			

\* 市区町長の発行する「引き続き県内居住証明書」(裏面の様式をご利用ください。)をご準備ください。

### ◆注意事項

- \* 平成30年12月29日以降、兵庫県内の市町間で住所を移転された方は、いずれかの市区町で発行された「引き続き県内居住証明書」を提示いただくと、旧住所地においてスムーズに投票を行うことができます。ただし、旧住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。  
また、法改正により、県内の他の市町に住所を2回以上異動した場合も投票できるようになりました。
- \* 「引き続き県内居住証明書」は、投票日まであらかじめ市区町の市民課(又は住民課)に申し出て、交付を受けてください。
- \* 旧住所地で投票できるとされている場合、旧住所地の選挙管理委員会に投票用紙等を請求し、郵便等で投票用紙等の交付を受けた上で、お近くの選挙管理委員会ですべての投票を済ませる制度もありますので、ご活用ください。

(注) 神戸市から兵庫県内の他の市町へ転出された方は、兵庫県議会議員選挙と同日に行われる神戸市議会議員選挙の投票をすることはできません。

◎詳しくは、県または各市区町選挙管理委員会までお問い合わせください。